

日本啓蒙主義の凋落

— 福沢諭吉の変貌 —

ひろた まさき

【要約】 これまで数えきれない福沢研究がなされてきたが、依然として解決されていない大きな問題点のひとつに、福沢の初期から後期にかけての変貌をどうとらえるか、ということがある。ここでは、福沢の明治七年頃から十四・五年頃までになされた変貌を、日本啓蒙主義凋落の一環としてとらえ、主として政治的状況に彼がどう対応したか、その対応のしかたは彼の民衆観とどういう関係をもっているか、に焦点をあてつつ、その変貌の要因を明らかにせんとした。福沢の民衆観は、階級闘争の展開に応じて、啓蒙期からの変貌をもち、それは啓蒙的世界観から社会有機体的な世界観への転換をもたらしついでいた。ここでは、その変貌の軌跡と、思想構造を明らかにすることに主力をそそぎ、それと結びつけて深い関連にある他の思想潮流については捨象してある。

まえがき

近代化の問題を考えるにあたって、啓蒙主義がきわめて重要な位置にあることは論をもたない。啓蒙とは教育の謂であり、啓蒙主義とは、前近代社会の圧倒的な影響下にあらる民衆に、近代化の方向と性格を教育すべく立ちあらわれた、歴史的な思想潮流を指すものだといえよう。日本の啓蒙主義として明六社同人のそれがいわれるのも、彼らが、

民衆に対して、日本近代化の未来像を掲げ、その百科全書的（欧米）知識をもって教育せんとしたことによる。この明六社同人の日本啓蒙主義がどのような性格のものであるかという問題は、続いてあらわれる自由民権思想を解くひとつのカギであり、この啓蒙主義が、なぜ、どのように凋落していったかという問題は、日本の近代化がどのような歴史的特殊性を担わざるをえなかったかを明らかにする重要な論点である。

本稿では、日本啓蒙主義の凋落に焦点をあてる。この凋落過程の究明は、日本啓蒙主義の性格を明らかにするであろうとともに、またかつての啓蒙主義者たちがそれぞれに、のちに、天皇制国家の早熟な帝国主義的思想を先取りするようになり、日本近代の性格にあらたな刻印をおしてゆく問題と深くかかわっているからである。とりあげる対象は、啓蒙主義者Ⅱ明六社同人のなかでも、福沢諭吉に限定する。福沢をもっとも啓蒙的な思想家とする通説を一応は認めるとともに、福沢ほどさまざまに議論され、その評価について通説の定まらない思想家もいないからである。おそらく、福沢の問題を解くことが、他の明六社同人の思想を明らかにすることの重要なポイントとなるだろう。

ところで、「福沢研究のかんどころは、主体的に云ってみて、福沢惚れによって福沢の真実にはとうてい到達できないということである。」^①と、十年も前になされた服部之総のこの指摘は、いまなおくりかえされるねうちをもっている。敗戦直後の「民主主義」時代に「不当に宣伝された」福沢は、現在にあっても、さまざまにその意味内容が変えられながらも、歴史上の「国民的英雄」^③として「不当に宣

伝され」ていることにかわりがないからである。この点については、現在の社会的政治的雰囲気、思想的状況をまづ考慮することが大切だろうが、そして「高度成長」史観もしくは実学史観があらたな福沢評価をうみつつあることに注意を払わねばならないが、^④とともに、「福沢惚れ」を脱しきれない「福沢研究」が跡を絶たないことも注意しておくべきだろう。

私は、服部のもうひとつの示唆をつけ加えておきたい。「福沢研究のかんどころは、対象的に云ってみて、『明六雑誌』を創刊して廃刊する明治七・八年から、『時事小言』の明治十四年政変直前にいたるあいだにある。」^⑤この数年間のプロセスは、福沢のみならず明六社同人たちすべての変貌過程であり、日本啓蒙主義の凋落過程であるという仮説を私はもっているが、この時期における福沢ほど議論のわかれるところはないのであって、それはまた、さまざまの程度に「福沢惚れ」が露呈する対象でもあるのである。（もうひとつのかんどころは、明治二十年代にあるということも私は保留しておきたいが。）

「福沢惚れ」の生まれる要因は他にもあるが、そのひと

つは、他の殆んど明六社同人が政府官僚であったに比べて、福沢は在野の思想家として一生をつらぬいたという事実が、いろんなかたちで福沢への幻想を強めることになつてゐるんである。官僚学者である他の同人たちが、明治七・八年を境として、明確に反動化の軌跡を描いてゆくに比して、七年「無題遺稿」の、十年「丁丑公論」の、十二年『国会論』の福沢論吉が、民主主義者として、ナジヨナリストとして「不当に」高く評価されやすい理由の一半は、そこにある。^⑥

私はすでに、他の機会に、明六社同人たちは**全体として**、日本啓蒙主義の世界を構成してあり、福沢もまたその世界の構成員として同質である、彼はいわば、他の同人たちがそうであつたように、「分業」的にそこに存在してゐたのだといふことを論じた。^⑦ また別のところで、福沢が分業したのは、日本の国家独立『欧米化を遂行するための、主として日常生活における、主として経済における個人の自主的活動の精神を、民衆に教育するにあつたのだ、という見解をのべた。^⑧ そのてんに福沢の分業的特質が發揮されたのであり、民主主義とか近代的我の充満な発達を目論み試

みるところに彼の本質があつたのではない、というのが私の仮説である。したがつて、この限りでいうならば、明六社同人に共通する啓蒙主義の性格と、福沢の分業的特質との二つの要素が、福沢の独特な変貌を描いてゆく思想的な動因になろう、という予測をもつことができるだろう。

一 凋落のはじまり——「変貌」契機の潜入——

[A]

民選議院論争のはじまる明治七年一月、この時点は、日本啓蒙主義凋落の始点であり、したがつて福沢の変貌の始点でもあつた。『明六雑誌』が同年三月に創刊されたことは、啓蒙主義凋落と矛盾した現象ではない。たしかにこの雑誌は啓蒙主義者たちの華々しい活躍の舞台となつたわけだが、それはまさに最後の花としての華やかさであり、その創刊にはすでに一年後の廃刊の運命が予定されていたのだつた。民選議院設立建白をめぐる論争、これが凋落と変貌の契機となつた。そのことを最もきわだつた現象で物語つてくれるのが加藤弘之である。

周知のように、建白にたいして啓蒙主義者たちは言いあ

わせたように、民選議院設立は「時期尚早」であると反対したのだが、なかでも加藤弘之のそれはヒステリックだった。建白が提出されるや、直ちに提出者へ反駁書を送付したり、また馬城大井憲太郎との有名な論争を演じる。

加藤はすでにそれまでに『真政大意』（明治二年脱稿・三年出版）『国体新論』（六年脱稿・七年出版）を草していた。そこでは、論争に際して「僕亦兩三年前迄は高論の如く吾邦にも民選議院は速に起さざる可らずと思へり」と認めざるをえなかったほどに急進的な——天賦人權論を原理とした、そこに抵抗権を認さえ読みとれる、政治理論を展開していたのである。だからこそ、彼はだれよりも先に、建白にたいする自己の見解を示さねばならなかったともいえよう。

加藤はじめ啓蒙主義者のほとんどが「時期尚早」を唱えたのは、彼らが明治絶対主義権力の官僚学者だったからだという通説は基本的にはまちがっていない。彼らの権力にたいする忠誠、官僚的視野の狭さ、エリート意識とその裏をなす愚民観、それらが彼らを支えていたことはたしかである。だがそのことから彼らをたんなる「技術官僚」とか御用学者と規定するのは性急さをまぬかれない。森有礼の

麿刀建言や加藤の非人廃称建言にみられるものは、欧米先進文明に関する自分たちの「百科全書」的知識とそううえに構築された未来像が、明治権力の文明開化政策を推進する不可欠のものとして要請されていることの自覚であり、自負である。自己の知識と未来像が、権力を通じて実践と結合しているという自覚、これは日本の運命（開化と独立）全体にかかわっているというナショナルな意識を当然伴っている。だから、彼らのエリート意識も実践的意欲と結びつき、ナショナル리티の代弁者たる自負を持っていたのだし、その徹底した愚民観は、愚民を教育する「啓蒙」という活動の分野に関心を集中させることとなったのだ。つまり、一方で明治権力の開化政策をルートとして自己を実現しつつ、他方その政策に積極的に協力する民衆を教育する、この両面活動によって、彼らは、日本の文明開化の運命に全体的にかかわりうる自覚を持つことができたといえるだろう。

そうした自覚と自負は、福沢の「学者職分論」にたいする彼ら官僚学者の激しい反論のなかに端的に示されるのである。福沢が彼らを「独り官アルヲ知テ私アルヲ知ラス」

と批判したことにたいして、「官吏モ民ナリ」（森）「政府ニ仕フルノ学者無カルヘカラス」（西周）「自主自由ノ氣象ヲ我人民ニ陶鑄スル……在官私立ニ拘ラズ」（津田直道）と駁している。ここには、その未来像（開化と独立）にむかつては、政府も人民も一体であるという意識が、彼らの啓蒙意欲となつてゐることを知ることができる。

彼ら官僚学者たちが、民選議院「時期尚早」論を唱へはじめた頃は、実は、政府と人民との間に、文明開化のイメージをめぐつての対立が、表面化しはじめた時期にもかかわらず、「文明ノ責ヲ負ウ」（森）という啓蒙意欲と自負がいまだ彼らを支えていた段階だった。むしろその自負が彼らをつきあげたといえよう。だがその自負が虚偽意識であつたことを、論争の過程とその後の政治的動向が、徐々に悟らしめてゆくのである。

加藤弘之がヒステリックだったのには理由がある。啓蒙主義者たちは、「百科全書」的知識の持主だったが、またそれぞれが得意とし、主たる関心をもつ分野があつた。そして加藤は、欧米政治理論の紹介者として先駆者として、自負していたし、他も認めるところだった。建白は、そ

の資格を問ひなおすこととなつたのである。建白は、加藤の立憲政体論とさして差異がなく、彼が未来像としたことを、現実の要請として迫つたものだった。しかも大井憲太郎は、納税者には参政権ありと、加藤より透徹した議論を展開してきた。権力ルートを通じて実現せんとした、それゆえにいまは未来像でしかありえなかつた加藤の立憲政体論は、その原理としての天賦人權論は、その愚民観のうえにのつかつていた啓蒙意欲とともに、シロツクをうける。彼のもつ未来像が、被治者によつて奪いとられる危機。愚民に新たな対応をする必要。はげしい動揺を経ながら加藤弘之の急旋回がはじまるのである。

[B]

ところで福沢諭吉はどうだったか。福沢は民選議院論争にどういう態度をとつたか。他の明六社同人たちが、啓蒙主義者の面目にかけてそれぞれ意見を開陳したその状況を福沢が知らなかつたのではない。にもかかわらず彼はこの時期の論争にはまったくタッチしていない。意見を公表していない。なぜか。

ちょうど建白の一ヶ月後、二月二十三日、福沢はロンド

ン留学中の門弟莊田平五郎宛に手紙している。その中に、当時の彼の態度をわずかにうかがわせるくだりがある。

「会を隔ソンディの夜と定め、出版局に集り、錢を費さぬよう談話いたし、此後は専らスピーチュの稽古と精々煽動いたし居候。行々は彼の民選議院か又は役人院か書生院か何か出来可申、其節は義塾の社中に限り明弁流るるが如しとて落を取らんとするの下拵なり。」

門弟への気安さにウソを探る必要はない。とすれば、右の引用文は、当時の福沢が、政体に関する具体的なイメージをもっていなかったことを示している。「行々は」設けられるという予測は、加藤と同様にあるが、それは、民選議院を役人院や書生院と同質にとらえた予測なのである。つまりこの時点の彼は、建白及びその論争に触発されながらも、政体をどうするかという問題よりも、「スピーチュの稽古」のような「下拵え」的分野に中心的な関心をもっていたことが、明らかである。

彼が建白事件に触発されたであろうことは、『学問のすすめ』シリーズが、この期を境にして微妙な変化を示していることにもうかがえる。『学問のすすめ』初篇（明治四年）

から第五篇までのテーマは、天賦人權論を原理に、一貫して「人は同等」「国は同等」を強調、個人独立―國家独立をよびかけたものであった。だが建白事件直後の第六篇からは、個人独立―國家独立のテーマは変らないが、「国法の貴き」「國民の職分」という論点にアクセントがかかってくる。つまり秩序維持の要請が強くなるのである。このことから、初篇から第五篇までを『学問のすすめ』前期とし、それ以降の後期と区別したほうがよく、ここでは区別して考えてゆくが、この『学問のすすめ』後期の変調が、建白をはじめとする民権論の發生に深くかかわっているのである。

「内は忍ぶ可し、外は忍ぶ可らず」というかの有名な「無題遺稿」が草されたのがこの後期、七年八月であって、『学問のすすめ』第十一篇に予定して書かれた原稿である。「無題遺稿」については、丸山真男はじめ多くの人が、ナショナルリスト福沢、民主主義者福沢の面目を示す格好の例として、しばしば引き合いに出しているが、それは「巻末に又一言を付せん」に続く文章をよりどころとしている。すなわち「内に居て弱き者は外に向って強きこと能はず」、したがっ

て「理の在る所は政府と雖ども敢て屈す可らず」という個所である。これははたして、「国内における抑圧からの国民的解放」を「国民的独立」¹⁰のために期待した文章であろうか。

「巻末の一言」ではなく遺稿全体の論旨をさぐることが重要である。福沢がこの文を書いた意図は、「上下同権の義を誤解する者」にたいして、天賦人權論の首唱者を自負していた啓蒙主義者福沢が、「弁解」するためにあった。

つまり『学問のすすめ』前期の所論を「誤解」なきよう説明しな、おすことだった。彼はいう。「上下同権の説を主張するは、妄に目上の者を犯して内々の争端を開くの趣意に非ず」（これが民権論を意識していることには明らかだ）、問題は「日本国の独立を保つことなり」、その課題は「日本国民一般の責なれば、其責に軽重の別ある可らず、各其身の有様に従って其職分を尽す可きなり」、そして彼は叫ぶのである、「内は忍ぶ可し、外は忍ぶ可らず」。

現秩序維持とそのワク内での職分を尽すための奮闘を要請した『内は忍ぶ可し』のこの主張は、さきの「政府と雖も屈す可らず」の主張と、一見矛盾しているかのようである。だがこの稿で福沢の問題にしようとしたてんが「政体

などの話は差置き、別に人民のために論ずべきこと」にあったことに留意するならば、それは統一的に理解できるだろう。「人民のため」とは、「最大一の難事（外国交際―筆者）を和らげんがため」に人民が「其職分を尽す」ことの問題であり、そこにのべられた主な内容は、「商売にも後れを取らず、裁判にも節を屈せず、」つまり関税自主権や治外法権に関する欧米による侵害に対処するように、「其職分を尽す」ことをよびかけたものだ。そこでは、欧米の侵害にたいして「万国公法は何処にあるや」という激しい憤りが示されていて、『学問のすすめ』前期に表明された「外は万国の公法を以て外国に交り」という楽観がうらぎられはじめているが、そうした対外的危機感が、政治的な民主主義による国民的統一という方向においてはではなく、貿易商売の分野を中心とした、国民一人一人の日常的営み（職分）の領域で自主的活動を推進するという方向に、解決を求めているのである。したがって「理の在る所は政府と雖も屈す可らず」とは、そうした経済的的日常的活動に関してであって、政治の分野ではない。しかも（だから）「屈す可らず」とは、「静にこれ（理―筆者）を訴」（『学問のすすめ』

初篇) えるという方法においてなのだ。この主張が、当時「国内における抑圧からの国民的解放」を要求していた民権論や、さらには、農民運動とも、ちがった次元でなされたものであることは明瞭であろう。「政体などの話は差置き」と、これを「軽小なることをば捨てて顧ること」なかつた福沢は、まさにそのてんに関する紛争(民権論)にたいて「内は忍ぶ可し」とさげんだのである。

のちになって彼は「現に明治七、八年の頃かと覚ゆ」(金葉緒言)と、大久保利道や伊藤博文と会談したときのことを回想しているが、そのとき福沢は「国民の権利には政権と人権と二様の別あり……政事は政府にて宣しきやう処理せらる可し……自分の争ふ所は唯人権の一方のみ」と断言したという。先の遺稿はこの回想のたしかさを証明している。福沢は、政体政治の問題を明治権力にあずけていた。政権と人権を区別した彼は、政治をあとづけ、経済的日常生活における民衆(愚民)の精神変革を彼の本領とした。そこには、加藤とちがって、権力ルートに自己の知識を直接的には実践化しえない在野学者としての自覚が、むしろその領域での啓蒙活動にこの上ない自負をうみだした関係

があるだろう。そのような福沢の啓蒙意欲のありかたは、民権論院論争に際して自分が具体的な構想をもっていないくとも安心しておれた(加藤よりも)理由のひとつである。だからまた、翌八年の元老院設置について「弥以て立憲政体と相成候」(八年四月二十九日付アメリカ留學田鉄之助宛書簡)というやりきれない樂觀を示し、八年六月の地方官会議にたいしても「会議の手始め」と安住したのである。

[C] では、政府に「政権」をあずけた福沢は、「唯人権の一方」においては政府と「争」つたであろうか。先の遺稿の検討から、福沢の人民に要請した精神は、貿易商売の分野を中心とした経済的領域での自主的奮闘の合理的精神であったことをみた。そのてんをもうすこし、彼の具体的な活動から考えよう。

福沢が、民衆のために尽力した実践例として、あるいは『学問のすすめ』が実践のなかで生かされた美しい記録^⑩として、しばしば引きあいだされることに長沼事件がある。

千葉県長沼村は、それまで長沼という沼沢での漁業権を

独占していたが、近隣に他の村落がふえるにつれ、そこからも沼沢の使用を要求する動きがでてきた。廃藩置県後、それは入会地争いの様相を呈しはじめ、県庁によって長沼村側に不利な裁定がくだされたので、漁業権確保の運動が起ったのである。そのさい長沼村の村民小川武平が『学問のすすめ』を読んで感動し、福沢のたすけを求めようとしたことに、福沢の介入ははじまる。七年十二月、彼は長沼村の「願上書」を代筆している。

この事件の性格は、長沼村と他の周辺村との水利漁業権争いだったが、くわえて、県庁当局がその紛争を利用し、長沼悪水路の浚渫工事の負担をどうして軽くするか、という二つの問題があったわけだ。

だが、福沢の代書した県庁への「願上書」は、県庁が村民におっかぶせようとした工事負担をそのまま肯定する。いや、浚渫工事の負担を長沼村側が一手に引きうけることのかわりに漁業権を独占しようという意図を示した。この「願上書」が村民の意向そのままのものなのか、福沢の作文なのか、そのてんは明らかでない。しかし、少くともこの内容が、福沢の思想と矛盾するものでないことは指摘できる。

明治権力（県庁）の基本線（工事全面農民負担）をそのまま肯定し、問題を村と村との対立でとらえ、そのわく内で合理的解決をはかろうとした性格は、福沢のものではないだろうか。

しかもこの事件に関する福沢の態度を、「願上書」だけから判断するのは一面的である。ここには注目に価するも一つの面がある。福沢は、「願上書」を提出させるやただちに、千葉県令柴原和に、慎重な予防線を張るための書簡を送っている。そこでは、「其書（願上書——筆者）果して御手許に達したるや」をうかがいながら、「事の理非曲直に付ては小生は全く路傍の人に御座候」「決して長沼村の為に理を述べて事の成敗に付内願いたし候筋にもあらず」と、自分に類の及ぶことを極力さけるための断わり書きをしているのである。そのことは小川武平に宛てた書簡にもみられる。すなわち県庁との交際にあたって福沢の名を出してはならぬと厳命しているのだ。名を出すなどは、彼のいうように、「都て事には公私の区別有之」ため、つまり彼の近代市民的感覚のあらわれであろうか。そうでない。もしそうであったなら、福沢の名の権威を利用することを諫め

るとともに、それこそ、『学問のすすめ』に主張したように、「政府と雖も屈す可らず」「正理を以て」訴えることを教示すべきだったろう。不思議なことに彼は、村民たちに、次のような口上を県庁役人へのべるべしと、懇切に教えこむのである。

「先日よりツイ私共が福沢の名を申出しマシタは（中略）この御場所にて申上の杯は全く私共の心得違（中略）必竟先日より御掛り様にて御懇切に御諭しも被上、其御懇命に慣れ、其御言葉にアマヘ……遂に百姓共の本体を頭はし……誠に当惑仕候。併し私共は何程御叱りを蒙りマシテモ、県庁ヲバ親トモ君トモ思ヒ居リマスカラニハ、悪心は毛頭無御座候」云々と「官員の立腹せざる様」に詫びよ、というのである（八年九月廿日付小川宛）。『学問のすすめ』に感動し励まされた農民小川は、この書簡に福沢のうらぎりを讀まなかつただろうか。ここには封建卑屈の農民をこそ想像できが、自主独立の精神を説く福沢を思いやることはとうていできない。それとも、福沢のプラグマチックな戦術をそこにみるべきか。としても、それは自主独立の精神を犠牲にしたうえでの、「官民調和」のプラグマティズムにす

ぎない。

以上のように、長沼事件が語る福沢の活動は、『学問のすすめ』を實踐に生かした「美しい記録」を残したのでは決してない。自主独立精神の完全な欠如、紛争をおそれ上からの官民調和の説教、自分が紛争にまきこまれぬための慎重にして狡猾な配慮——これは、『学問のすすめ』前期から後期への微妙な変調とも関係があるろう。後期における秩序維持へのアクセントの移行が、實踐にさいしては一層高いトーンとなってあらわれたという推定は可能である。なぜ彼の論説にくらべて、変調のトーンが一段も二段も高くなったかというてんについては、現実が、農民的現実が、個人の自主独立精神ではにっちもさっちも動きがとれなくなるものであること、もしその精神をつらぬきとおそうとすれば、彼の意に反して権力との衝突が必然化する現実があることを考えることができよう。

しかしなにより大きな理由は、福沢が農民にたいして非情だったことにある。それは二つの面を持っている。一つはいわゆる愚民観である。農民への蔑視は、『学問のすすめ』前期からすでに一貫して愚民観としてあった。だが前

期では、彼の蔑視は、自主独立精神を啓蒙教育する意欲と、結びついていった。その啓蒙意欲が後期で直ちになくなったのではない。彼は現に、後期のかかりではあるが、「農ニ告クルノ文」(『民間雜誌』七年二月)で、「無学文盲トイフ門アリテ自カラ貧乏ノ門ヲ鎖シ」という主張を続けているし、長沼村にもあとで小学校設立の慈善資金を投じたりしている。だが彼の啓蒙意欲が、愚民観のうえにたち、上から観念的な自主独立精神を注入するという性格のもとに、しかも明治権力への協力を前提として発揮されたのであり、農民自身の生活の問題を解決せんとするところから出発したのではなかったから、現実の問題解決にあたっては、明治権力との矛盾は、すべて農民が愚かだからという問題のたてかたで処理することになるのは当然だったのである。つまり愚民だから啓蒙しなければならぬ。愚民に精神変革を起させねばならない。精神変革が生活の合理化に及んでゆくのである。精神変革の至らぬ愚民はどうしようもない存在である。とするのだから、現実の問題にあたっては精神変革をもたぬ愚民に愚民的(封建的)解決をさせたとしても、福沢にとっては一向に自己矛盾として意識する必要は

なかったのである。むしろこの事件は、彼をして実践的に、愚民的存在の強固さを感じさせるに役立ったであらうし、それがまた、福沢が、のちに愚民観と啓蒙意欲とを切りはなして、愚民を啓蒙対象からはずしてゆく(つまりは、啓蒙主義を放棄してゆく)そしてほとんど愚民を道具と見たてるまでにゆきつく、そのはじめの契機として考慮してよいくらいである。すなわちこの時期は、いまだ啓蒙意欲をもちつづけながらも、それを放棄するところの要因を、実践的にも、かかえこんだ時期と考えられる。

あと一つの面は、彼が農民及び農民問題について非情であり、ほとんど租税納入者の存在(そのかぎりではきわめて強い関心をもっていたが)としてしか関心を示さなかったこと、いいかえれば、彼の主要関心が、独立と資本主義化(開化)のための貿易商売の分野、資本主義的経済の分野に、集中していたことがある。そのてんについていえば、この時期には、商品経済の発展のために個人の自主独立精神をいかに教育するかを主要問題としていたから、農民の個々の人間が商品生産や商業に努力することには関心を示しても、農民層全体として、そこに階級分解がおこり没落

する者が多くなったりしても、それ自体彼にとっては何んの問題にもならなかったといえよう。

二 凋落のふかまり——「変貌」へのうごき

[A]

福沢には有名な遺稿が二つある。一つはすでにみた「無題遺稿」であり、あとひとつは秘稿「明治十年丁丑公論」である。そしてこの秘稿についても、遠山茂樹のように「美しくきびしい日本国民抵抗の精神」を示したものととして、高く評価される傾向がある。これにたいする服部之綵の痛烈な批判があつて、その大方には賛成だが、服部の場合、その思想構造的な分析がなくすべて党派性に還元されているために、十分な解決があるとはいえない。

福沢は、十二年『国会論』を書くまで国会即時開設論者だったことは一度もない。これは服部の指摘のとおりであつて、にもかかわらずこれを無視する研究者が多いのはおどろかされる。福沢は、加藤はじめ他の啓蒙主義者とおなじく、漸進論がその基調だった。漸進論の根拠は、『通俗民権論』（十一年）によれば、「今日俄に有志者の集會を

開て国の政事を議するは首府の地に二箇所の政府を立るに異ならず。即ち今の政府の政權を分て其力を殺ぐ」というおそれにあつた。彼は、明治政府が強力政府たることを期待し、強力政府ならざるを不満とし、おそれていた。そしてこの漸進論的基調は、明治十年、つまり秘稿の書かれた時期にももちろん一貫していた。

それでは、秘稿にいう「日本国民抵抗の精神」をどうとらえたらよいか。「政府の専制咎む可らず」といえども「放頓すれば際限なし」「今これを防ぐの術は、唯これに抵抗するの一方あるのみ」そしてこの「抵抗の精神」の体現者として、その抵抗形態は認めないとはっきり断わりながら西郷隆盛を称讃しているのだ。この福沢をどうとらえたらよいか。

私は、この秘稿「丁丑公論」（十年十月稿）は、ほとんど同時に執筆された『分権論』（十年十一月出版）と同質のものとして考えるべきだと思う。それは丁度、七年の「無題遺稿」が、その内容を誤解をまねかないように書き改めて『学問のすめ』第十二篇としたのと同じような関係を想定してよいだろう。福沢はしばしばこうした狡猾さを發揮するのであ

る。

福沢が、反動士族の反乱をなによりおそれたことは明らかである。当時、西郷の拳兵に呼応して中津藩士の増田宗太郎らが暴発したとのニュースを耳にした彼は、早速、寺島宗則外務卿に宛てて、「若しも事実ならば誠に意外千万なり……百年瓦解可致と心配不少候」（引用文中傍点ことわりないかぎり筆者）と書き送っている（十年四月五日付書簡）。中津は彼の出身藩であり、またそこに彼の尽力した学校などあることが、彼をして余計に心配させたのではあろうが、すでに九年から各地に勃発していた反動士族の反乱、また竹槍で地租を二分五厘に引き下げさせた農民一揆の高揚、そしてこれら農民運動と士族民権派との結合がみえはじめたこの時期、このような動向が明治権力の力を殺ぎ、ひいては国家独立を危うくするという「百年瓦解」のおそれも彼にあったことが示されている。

彼はここに大きな国内的危機感をもった。彼は反乱暴発にたいしては弾圧を否定しない。西南戦争は鎮圧しなればならない。だが、これら反乱暴発にみられる反政府的気運が、士族層にみちていることについては、まさにこれ以

上の反乱暴発をよびおこさないためにも、なんらかの対策がなされねばならない。それら士族たちを警察国家的に弾圧するばかりであれば、さらに暴発をまねくか、さもなければ彼らが無気力におちいらせるだろう。暴発は秩序を乱し、無気力は独立の気風を害する。このように福沢は問題をたてた。それにたいする処方箋が、秘稿「丁丑公論」であり、『分権論』だったのである。だから、この処方箋は、政府の士族対策にかんする忠告・建言的な性格をとまなわざるをえなかったといえる。

秘稿の結論は次のようになっていく。西郷反乱の原因には政府も責任がある。「上流なる士族有志の輩を御するにも」「無智の小民を制御」と同様の「直接の策」（彈圧）をとり、それが「鬱積極まって破裂に至」らしめていくのだ。それは「策の巧なるものと云ふ可らず」むしろ「間接に之を導いて其赴く所を變じ」る策こそ上策、それは「三・五年来世上に民権論」あることについてもいえる。つまり、反動士族や民権派士族を一般に不平士族としてとらえ、それらにたいする政府の間接的籠絡策を建言しているのだ。ここに福沢が「士族」というのは、すでに周知の

ごとく、「或は浪士、豪農、儒者、医師、文人、等都て其精神を高尙にして肉体以上の事に心身を用いる種族」を指している。いわゆる中間層である。

ではなぜこの「抵抗の精神」が云々されたまた問題となるのだろうか。実はこの福沢の言葉は、まさしく七年の「無題遺稿」のなかで「理の在る所は政府と雖も屈す可らず」という句がおかれた文脈と相似たところに位置づけられるものなのであり、だから「無題遺稿」におけると同じ問題が云々されるのである。つまり「抵抗の精神」の体现者として称讃する西郷についても、その抵抗形態（反乱）は秩序を乱すものとしてあくまでも否定しているのであり、実は、福沢は、西郷を明治政府と同質の存在とみとめ、たまたま政府（大久保）が狭量だったために彼が反乱をおこすはめになったと認識しているのである。だから福沢が西郷を称讃するにあたっては、彼からその「精神」だけをぬきだし、その精神を別の形態において再組織することの見通しがあったのである。つまり現権力を阻害するのではなく、その機能を促進させる方向に、そのために地方自治という場でその「抵抗の精神」を發揮させるといふ再組織の見通しが、

底に流れていたのである。そして、これを具体的な政策プランとして提示したのが『分権論』だったといえよう。

「方今我国の士族有志の輩、都て国事の局外に居る者は、騎者にして馬を失ひ射者にして弓を得ざる有様にして、或は其騎射の力を他の形に用ひて国安を害するの恐なきに非ず。或は又之を撲滅すれば、滅して後に社会の元気を損し、其余燼の力は……国の繁盛を害するの恐なきに非ず。（中略）此時に当て彼の騎者射者の為に弓馬を求めども、治権の外に其物あるを見ず。故に之に貸すに此権を以てして、先づ其力を伸るの地位を与へて安心を得せしめ、中央の政権に損することなくば、仮令ひ之に由て俄に益を生ぜざるも害を除くことは叶ふ可し」（『分権論』）。

ここにいう「治権」とは、地方自治権のことであり、彼はそれを「中央の政権」と区別しているのである。

[B]

すでにのべたように、七年の民選議院論争当時の福沢は、なんらかの会議が政府の指導権のもとに開かれるだろうという予想しかもたず、それ以上のプランをもつ必要も感じないで、関心はもっぱらそのための「下拵え」的分野――

まさに啓蒙教育的な分野に集中していた。八年の元老院や地方官會議にも疑惑をもつ必要はなかった。つまり、この間の福沢は、あくまでも「後日ヲ期スル」ための「約束ヲ守リ、事ヲ議スルノ習慣ヲ養ヒ成スノ法」として、したがって「即席ニ功能ヲ見」ることなどはじめから断念したうえで（八年「國權可分之説」）「下拵え」的啓蒙的機能をそこに期待したのだから、なんらかの形の「約束會議」でありさえすればよかつたのである。そしてその形態は権力にあずけて彼は考えなくてよかつた。このように「約束會議」を「下拵え」的啓蒙的機能において期待したというのも、福沢がまだその愚民觀のうえにあぐらをかいておれた時期だったからだといえる。とはいえ、七年以前とことなるてんは、まさにそうしたかたちでも「約束會議」を問題とせざるをえなくなつたことにある。その状況は、それまでのようにうえから觀念的に天賦人權論を鼓吹して封建的精神を批判しておればよかつた段階から、啓蒙をより具体的、現実に沿つてなしてゆかねばならぬことの自覚をうみだすものだった。福沢が七年四月ごろから『文明論之概略』執筆を思ひつたのも決して偶然ではなく、そうした自覚が、

日本文明の歴史的特殊性の究明へとかりたてていったのだと考えられる。さらに八年九月、讒謗律・新聞紙条例の施行にさいして日本啓蒙主義の牙城だった明六社が解散せざるをえなくなつた事態は、福沢自身にとっては決して彼の啓蒙意欲を殺ぐ決定的事件ではなく、「人々自カラ其責ニ任ズ可キナリ」（『明六雜誌ノ出版ヲ止ルノ議案』）として、むしろ在野的自信を表明させさせたが、そのことは逆にいえば、「自カラ」現実の諸事態に「責」を負うべき、自覚の尖鋭化ということでもあつたのである。

そして、九・十年における反動士族の暴発と民権運動の質的轉換過程にのぞんだ彼は、それまでの愚民觀による安心をうらぎられていったのだった。「今の民権論者が……不平の一点に於て彼の守旧家と一時の抱合を為すの恐れなしと云ふ可らず」（九年「學者安心論」という心配は、さきに見たような秘稿「丁丑公論」と『分権論』とにつながり拡大していったのである。そこではもはや、なんらかの「約束會議」という漠然とした予想や期待ではすまされない。それまでの啓蒙すべき愚民ではなく、やっかいな愚民（ここの主な対象は士族——中間層）に対処せねばならなくなつ

たわけであり、啓蒙的機能として要請した「約束会議」は、やっかいな愚民を、国家独立と現秩序強化のために再組織すべき「籠絡」的機能をもつものとして、それゆえに具体的な構想を与えられた機関として、期待しなおされることとなった。福沢のそこに描いた構想は、政権・治権分割論の提起によって、治権（地方自治）に不平士族を参与させて、一方では彼らの不平を解消しつつ、彼らの「抵抗の精神」とそのエネルギーを強力政府形成と文明開化の方向に組織するというものだったことはすでにみた。

そして、以上の論述からもわかるように、すでに「約束会議」のときからそうであったが、「籠絡」的機能としての治権の問題にしても、それは対象をほぼ士族的な層に限定しているのである。その土族の問題についてはまたあとでふれることにして、ではそれ以下の民衆については、彼どのような対応を示したか、そのてんについて検討しておく必要がある。

[C]

まえにみた長沼事件は、農民運動がまだ政治化していない段階のものであった。福沢がふたたび介入した明治十一年

の春日井事件では、すでに全国的な規模で、民権運動が農民層に滲透しつつあった時期、日本農民のかつてもたなかつた「大学習」時代のはじまりの時期にあたり、したがってそこでは長沼事件と決定的にちがう要素が、福沢の対応のなかにも、みることができるのである。

十一年春、愛知県春日井郡の諸村代表が、地価修正要求の運動にさいして、福沢に援助を求めたことが、この発端である。そのさい彼がどのような具体的な手をうったかはあきらかでないが、大隈重信（当時、地租改正事務局総裁）宛と前島密（同副総裁）宛との書簡が、彼の態度を浮彫りにしてくれる史料としてある。

「一、県の総体（地租総額―筆者）に、さし響き候事も無之（中略）小生は敢て出願人に左担するにあらず、唯官民に損する所なくして物論の沸騰を鎮静するの法あらば之に従ひ、兎角全国内の無事を祈るまでの婆心」（大隈宛、十一年六月廿一日）

ここには長沼事件とまったく同じ態度、明治権力の基本線（地租総額）の肯定、権力による官民調和（地租分担の調整）そして彼の狡猾な保身的配慮を指摘することができる。と

ところで、

「就て内々に何度義は結局この一事を官にては如何する目的なる歟……御胸算を内々御洩し被下度、其模様により小生も程よく金兵衛（農民指導者）其外の者を打払いし度、後日に至りいらざる事に人の怨を買ふの恐なきにあらず、実を申せば是迄の小生の御説法は、乱妨ヲスルナヨ、スルト願ハ叶ハヌゾ、禁裏様へ御直願杯ハ功能ナキモノゾ、唯静ニシテ貧乏土族杯決シテ寄付ルナヨ、ロクナコトハ出来ヌゾ」と申しているのだと、これまたおどろくべき詳細さで、農民にたいする「説法」の内容を、前島に報告している（十一月十七日）。

右の報告に照応して、農民指導者・林金兵衛にたいしては、「如何様にも術を尽して争論の端を避け候様御注意被成度、且今日ともなれば県庁にても……必ず穩に保護いたし呉候事に可有之候間、只管、庁に依頼して其好意を求め様御注意緊要の事と存候。」これまた「争論を避け」ることに極度の神経を払っていることを知るだろう。

これらの引用文で、長沼事件と決定的にちがうてんは、福沢が、「争論」を極度におそれていること、「貧乏土族

杯決シテ寄付ルナヨ」と、この運動が民権運動と結びついて政治化するのをおそれていることである。むろん自主独立の精神はうかがうべくもなく、このころに書かれた秘稿「丁丑公論」にいう「抵抗の精神」は片鱗さえみえていない。つまり、農民の「争論」をおそれつつも、彼らを徹底的に愚民視しているのである。しかも、この愚民視のなかには、それ以前の段階と異質なてんがみられる。

「無学文言……馬鹿者を取扱ふには、逆も道理を以てす可らず」（第二篇）という愚民観は、『学問のすすめ』前期からつらぬいていたものだが、何度もくりかえすように、啓蒙意欲はまさにそれによって触発されていた。「啓蒙手習之文」や「文字之教」などを精力的に書き、百姓町人に「学問」を「すすめ」ようとした。しかし八年「国権可分之説」になると「百姓車挽ノ学問ヲ進メテ其気力ノ生ズルヲ待ツハ、杉苗ヲ植ヘテ帆柱ヲ求ルガ如シ」というあきらめを露骨に示しはじめた。それは土族層にたいする期待が強まってゆくのと反比例の関係をなしてゆく。この八年に書かれた『文明論之概略』では、土族層のもつ士的精神こそが日本文明を推進したエネルギーであると評価している

のである。

福沢が欧米文明の担い手は「ミッツルカラッス」にあると考へ日本にもそれを予想しようとした最初は『学問のすすめ』第五篇（七年一月）にでてくるのだが、この時はかならずしも「ミッツルカラッス」を士族に限定して予想しているのではなく、むしろ「今我国に於て『ミッツルカラッス』の地位に在る者は「唯一種の学者のみ」として、そのうえで洋学者のありかたを問題にしている。それが『文明論之概略』では、士族層としてとらえられ期待されるのだが、しかしそこではかならずしも士族だけに文明の推進力を期待するという限定があるのではない。すなわち日本文明の「停滞不流」の主な原因は「権力偏重」と指摘する彼は、「人生の稍や高尚なる部分に心を用ゆる者は、必ず士族以上……実に我文明の根本と称す可きものなれども、唯如何せん、理財の一事に至ては……最も拙なる者」、これに比して「百姓町人等の身分も進退固より不自由なりと雖ども、私財を蓄積して産を営むの一事に於ては、其心の働を伸ばす」可能性があったとなし、これは「智力を両断して上下各其一部分を保つ」状態で「偏重」だから、それぞ

れが長所を学ぶべきだと説いているのである。だから彼は他方で「農ニ告クルノ文」を書き、「無学文盲ノ門ヲ破ル」という意欲をすててはいなかった。

つまり七・八年の福沢は、一方では百姓町人への啓蒙意欲をもちつづけながら、士族を歴史的に把握し、士族を「文明の根本」としそこに文明の担い手を期待してゆくなかで、相対的に百姓町人への啓蒙意欲を減退させてゆくのであり、それを推進したのは「人間ノ智力ハ其体力ニ等シク、世々ニ伝ヘザレバ進ム可キモノニ非ズ」（『国権可分ノ説』）という進化的認識であった。そしてこの認識は、九年になつて明確なかたちをとるようになる。

明治九年から創刊した雑誌『家庭叢談』での、たとえば「系統論」（九年十二月28号）はそのことを端的に示している。そこで彼はいう。「人為の格式所謂人爵なる者は俄に変化して同等となるべきも、伝来の智力所謂天爵なる者は、急に上進して同等となる能はざる」、そして「果して今日に智力の多量を備ふる人が父祖伝来の賜あるに依ること大なりとせば、後世の子々孫々と雖ども何ぞ今人の智愚を伝承せざるの理あらんや」、だから「其系統に探り到らざるは、妻

を娶るの道を得たりと云ふ可らず、まさに遺伝智愚決定論

だ。このうえにたつて彼の士族にたいする期待が示される。

たとえ漢学の士族でも「是れ唯變化せざるが爲にして」「智力」は遺傳的にあるのだから、それを「變化」させさえすればよいという論旨である。福沢は九年五月にスペンサー

「第一原理」を読みはじめている。このスペンサーの影響については他にも論点があるが、十九世紀の物理学上の発見「エネルギー不滅の法則」を社会秩序維持の原理に適用し、力というものはたえず変形するが決して増加も減少もしないという原理が、右の福沢の「智愚」遺傳決定論を支えていることはみやすいだらう。福沢をしてスペンサーから

このてんを学ばせたのはなぜか。この方向の芽がすでに八年「国権可分之説」にあったことは前にみたが、士族民権論が年を経るさらにかたまってくることに、しかも民権論のみならず、九年十年と続く一連の反動士族の暴動に接しなければならなかったこと、これら現実が彼の是認する現権力秩序をゆるがす危険とともに、一概に否定しきれないエネルギーを感じさせたてんが考えられる。しかも他方、春日井事件でもみたように、士族と農民との結合を彼はおそれ

たのである。

そして、この時期に彼が「宗教の必用なるを論ず」(『家

庭叢談』九年十一月18号)を論じはじめるのは、「智愚」遺傳決定論による士族への期待のしかたと逆の関係、下流人民の無

智蒙昧にたいする絶望によるものだった。彼は「覚書」で「搏突の得失をも解し能はざる此人間世界に、人々の自力を以て、其向ふ所に向はしめんとは亦危からずや。故に凡そ

道德の手引となる可きものなれば、仏法にても神道にても、金比羅様にても稲荷様にても、人民の智識の度に從て其教

を守て可なり」という認識を示している(九年の項)。この宗教要用論に関してスペンサーの「第一原理」にも同じ主張があると、福沢は「覚書」に注釈しているが、スペンサーが「宗教」と「科学」との対立相異を区別しつつ、そこに共同の立場を見出しうるというてんで「宗教」を肯定した主張と、福沢の主張とは根本的なちがひがあるのである。つまりスペンサーは宗教の存在を普遍的な人間性の一側面を反映するものとみなしたにたいして、福沢はそれを無智の所産とした。したがって、彼にあって宗教は方便にしか考えられない。そして右の引用文で仏教や神道や民俗

信仰をもって愚民を教導する必要を説くのは、愚民にたいして学問をすすめることをあきらめた明確な表示であろう。「自力を以て向う」自主独立の精神を学ぶべき学問を、愚民に与えることを「危からずや」とおそれているのである。かくして、福沢の「宗教必用」論は、彼がいわば全国民的な対象にむかってもやした啓蒙意欲を喪失してしまったこととの第一歩を示す決定的な指標となる。しかもそれが、士族と下流人民との峻別を、両者間に宿命的（運命的）異質性を与えての峻別を、伴っているのである。

三 決定的凋落——あたらしい顔

[A]

明治十二年七月、福沢が突如として『国会論』を書き、漸進論から国会即時開設論に変じた理由については、さきにもふれたが民権運動の全国的高揚を考えないわけにゆかない。福沢がのちの『自伝』で、この『国会論』が国会開設上願運動の口火になったと自讃しているがそれはウソであって、この数ヶ月前、十二年三月、すでに愛国社第二回大会で十八県二十一社の有志による組織ができていた。

私の推論にしたがえば、彼の漸進論から即時開設論への急転は、まさにこの民権運動に触発されたものであって、この年の三月から五月にかけての期間になされたものである。三月は、愛国社第二回大会が開かれ、他方始めて府県会規則が実施されたにかかわらず国会開設要求の声は一段とたかまる。そして五月には、『国会論』と表裏をなすと私の考える『民情一新』が書きはじめられている。すなわち、『分権論』以来福沢の唱えてきた地方自治への参与で士族の不平を「籠絡」する漸進的コースが、地方議会の開設で実現をみたにもかかわらず（そのゆえになのだが）国会開設要求が以前に倍するようになるという事態は、彼の予見（籠絡策）をうらぎるものとなったのだ。そこから生まれる彼の危機感は、当時の政府首脳のそれと質的にへだたりをもたぬところにある。この年末には「民心陔離げんしんの状」（山県有朋）「政府の安危相判るるの秋」（井上馨）を感じた政府首脳の一部は、国会開設・国憲制定を政府の主導のもとに実施する必要を、それぞれのニュースで説くに至っている。そして福沢の即時開設論も、政府の主導権のもとに開くべしというんで一致しているのである。彼

はいう「国会を開くの一事は当路者の権を殺ぐに非ず、却て之を増すものなり」。つまり「之を増す」べく、民権運動のかかげるイメージを横取り改変せよというのが、端的にいつて彼の主張だった。

彼は『民情一新』で英国議會制を紹介し讚美しているが、それは「国安を維持するの法」のモデルとしての讚美であり、「英の官吏は政府に在りては行政官となり、国会に在りては議政官となり恰も行議の兩權を兼るものなるが故に、英政府は常に国会議員の多数を籠絡して事を行ひ、意の如くならざるはなし」という功能に大きな関心を払っているものである。つまり民権論者左派の主張に対抗した国会像を提出したのであり、そういう意味で「国会論」は政府への忠告的立言であった。とともに民権運動を福沢的国会像の方向に吸収し、民権左派をそこから分裂排除させる性格もそなえていた。民権論者のなかでも「世間急激の論者」に批判の焦点をあて、彼らが「不平を鳴らし」て「此れも政府の専制なり、彼れも政府の抑圧なり」というのは「畢竟無益の怨言なるのみ」とおさえているのである。そして彼は政府の態度にたいしてかく忠告する。「苟も近時の文

明世界に政府を立てて人々個々に可なる寛大の政を施さんとするも、事實に於て能くすべきにあらず。万一強て之を施したらんには、其寛大の政と共に政府も同時に烏有に帰す可きのみ」（『国会論』）。

福沢の強力政府待望論が、この時には国会開設の必要を説かせるとともに、他方では「人々個々」の自由を抑えることさえも権力強化のためには可という論議を生んでいる。「権力を好むの天性」は「等しく人類」のものだから、政府当路者が「力を尽し術を極めて自家の権力を伸張し、甚しきは世に専制と称せられ抑圧と名けらるるも敢て憚る」必要はない。かといって人民がそれを「坐視傍觀」し「卑屈に陥」るのもいけない。国家独立の気力が失われるからである。しかして「官民共に進んで其権力を求め、力を尽して之を争ふの常勢に任ずるの外なきなり」。

丸山真男は、福沢が「露骨なマイト・イズ・ライト」の主張を掲げるのは国際政治論においてだけであり、それは『通俗国権論』（十一年）からはじまるという^⑤。だが右の引用は、福沢が国内政治論においてもマイト・イズ・ライトの主張を示していることを物語る。それまでの政權と治權

の分割論による地方自治へのくみこみという「籠絡」策では、むしろ官民の権力の分有という官民調和が描きえた。それが破産し、国会開設を先取りする必要にせまられたとき、福沢は、権力の中核で官民が対立抗争する姿を予想せざるをえない。中央権力の分裂や動揺をおそれたために政権治権分割論をでっちあげた福沢は、だから中央権力の強化のために機能する国会像を創出せねばならないわけだ。つまり官民が「力を尽して」争う場としての国会は、つねに政府の主導権が保障され、したがって民の官にたいする優勝ははじめから放棄されたところの、それだけにそれまでよりずっと有効に堂々と、民衆の不満を「籠絡」する力が必要とされる、そのようなマイト・イズ・ライトの場だったのである。そのてんからいうなら、国内政治論におけるマイト・イズ・ライトの主張は、すでに『分権論』のころからあったことでもある。「世間に有力なる民権論者及び新聞記者の如きも、悉皆これを政府の味方に引入れ」「人望を収めるの方便あらば、力を尽して之を求めざる可らず」(『分権論』すなわち、「籠絡」とは「道理」の支配に対する不信であり、愚民支配における力の変形である。そして、

このマイト・イズ・ライトの主張は、十四年の『時事小言』にいたって全面的に開花するのである。

民権運動はすでに十三年に八万七千もの農民を組織しており、そのうえに自由党が結成される。このときにあたって福沢は「流血のおそれ」(大隈宛書簡十四年十月一日)を表明し、十三年末から政府首脳伊藤博文・井上馨らの要請で企画していた新聞紙の発行も、性格を変えないかぎり効果はないと判断した。この新聞発行の企画は、国会開設を前提として(井上がそれを約束した)、「駄民権論を庄倒」し、民権運動を政府側に吸収するという、『国会論』と同じ意図のものであった。だから自らを民権論者と偽装し、『国会論』での姿勢を維持する必要があった。しかし「流血のおそれ」をみ、『国会論』の次元ではもはや有効たりえないとした福沢の判断は、「方向を替え」て偽装をぬぎすてる必要の確認でもあった。「天然の自由民権論は正道にして、人為の国権論は権道なり(中略)我輩は権道に従う者なり」との『時事小言』冒頭句はその宣言であった。

彼は言う、民権論は現在の世界人類を完全なものともみなした「想像論」だ、だが「如何せん此社会は善人の社会に

非ず」だから現実には役にたたぬ理論である。つまり彼はここに天賦人權論を完全に放棄したのである。こうした民権論批判と天賦人權論放棄のしかたは、同じく十四年に自らのかつての啓蒙的著書を絶版に付し、翌年『人權新説』を出版した加藤弘之が、天賦人權論は「妄想論者」の説であって、いまだ世界に実証されたためしがないと批判するのと、なんと似ていることか。加藤はそこで適者生存・優勝劣敗の社会ダーヴィニズムを説くのだが、福沢の「金と兵とは有る道理を保護する物に非ずして無き道理を造るの機械なり」(『時事小言』)という断定と距離をもたないところにそれがあるといえよう。

丸山真男は、国際政治論だけが変化するという。たしかに『時事小言』には、日本の独立が、帝国主義的世界情勢の観察のもとに危機的にとらえられており、その対外的危機感が、福沢をして「権道」をとらしめたという指摘は否定しうべくもない。だがその対外的危機感が実は国内の階級闘争の激化によって、一層はげしくつきあげられたものだったこの関係をみなければ、なぜ十四年という時期に、「内安外競」を強調せんとしたかを理解できないだろう。

『時事小言』はずでにみたように、完全に天賦人權論をぬぎすて、「権道」をとり、なによりも民権論にたいする批判の意欲に支えられたものだった。彼の処方箋は「国民は苦楽の応報を勘弁して納税の義務を担当」せよ、国内の紛争を「官民交情の働」でもって中止せよ、という官民調和論の完成によって示されたのである。

[B]

丸山真男は、福沢の官民調和論を分析するさいの留意すべきてんを五つの箇条書に示している。^⑩ その第四点に「彼は調和論によって直接に利するのも政府の側だということ^⑩を十分意識していた」と指摘しているが、それは第三点の「官民調和のためにまず自制すべきは政府の側にあると考えていた」ことの結果である。丸山はこの政府にたいする「自制」要求に福沢の善意を^⑩読んでいる。だがこの「自制」には積極的な意味がこめられている。民権論を「想像論」と批判した福沢は「劇剤を用ひて却て病に激し益其勢を助るよりも、病をして自から病を医せしむるの安全なるに若くものなし」として、政府が民権運動を「籠絡」する手段について反省(自制)すべきを説いたのであって、「結局

今の民情に應ずるの法は、一時に内部を開て之に示し、形を以て人を御するの一策あるのみ」、すなわちあたらしい「籠絡」策の提言だったのである。

指したがって丸山の第二点の指摘、「官民間の猜疑と恐怖の悪循環が軍部政治を招来することに対する恐怖が一貫して福沢に流れていた」というのもまた、福沢の言葉をあまりにも現代意識で解釈しすぎたものといわねばならない。

福沢はたしかに官民間の「悪循環」をおそれた。その結果、民権運動がさらに激化することをである。また彼は次のように言っている。「(政府が)我れは我が所守を守る為に自ら其力ありとて、暗に腕力を頼て人を制せんとすることあらば、其精神は即ち英語に所謂『ミリタリ・ガウルメント』にして、兵力の政府と云ふ可し」。ここには「兵力の政府」招来にたいする警戒の言葉がたしかにある。だがこれは、民権運動が暴力化することの「恐怖」をあらわしながら「其変革の媒介として一度び腕力を用ることあるときは、爾後必ず其例に倣ふを常とす」。その「殷鑑」はフランスにあり、つまり民権運動を抑えるのに警察国家的にやることはかえって革命化を促すという文脈において理解され

ねばならない。そこには「軍部政治」の内容はないし、また彼が当時の日本の現実のなかにその要因をみる必要もなかった。むしろ、パリ・コミューンをおそれなければならなかった。『時事小言』は兵力増強を声をかぎりに叫び、翌十五年には「兵論」としてあらためてとりあげられるが、その兵力増強の主張には「軍部政治」を危惧する言葉はみられないのである。

福沢の官民調和論については次のてんに留意すべきである。第一に、官民調和的の主張はすでにはじめから存在していたが、それが彼の政治的の主張の主要点として完成されたのは、彼の啓蒙主義を放棄してしまった結果であること、つまり啓蒙主義の放棄は階級闘争の激化によって進行せしめられ、階級闘争の調和を主眼として官民調和論が提起されたことである。第二に、階級闘争(民権運動)の激化にたいする恐怖が、彼の一贯したテーマである「国家独立」を一層危機的なものとして意識せしめたのであり、したがって彼の国際政治論と国内政治論とはきわめて有機的な関連をもちつつ、後者に触発されて、ともに啓蒙主義からの変貌をとげたものであること、それを端的に表現するのが

「内安外競」のスローガンにほかならない。第三に、彼の調和論は、政府と民権論者との両方を第三者的立場から批判して、相互の反省によって調和をもたらしめようというものでは決してなく、そうした外見をよそおいながら、実は、政府にたいする忠告、民権論者へは攻撃が意図されていた。だからといって彼は民権論者をつきはなそうとしたのでなく、なんどもくりかえすように「籠絡」だきこみを試みんとしたものだったことが重要である。彼は民権論にたいする一般的批判と、左翼民権論者にたいする非難罵倒とを峻別し、「狂者愚者は其一部分にして……其社会（民権運動―筆者）全面の本色は決して然らず」と、民権運動の本色のぬりかえを目し、調和論はまさにそのぬりかえのためのものであった。第四に、彼は日本の未来像に、それまでの文明国、イギリスでなく帝国主義国、イギリスを設定しなおし、「亜細亜の東辺に一大英国を出現するも決して難きに非ず」と、イギリス帝国主義の侵略を手本にするとともに、その帝国主義的性格をもった議會を日本にも再生させようと考えたのであり、調和論はそのような帝国主義的国内政策の模倣として提上されたものであることが重要である。

それは多分にイメージの先取的性格をもつものだったが、階級闘争の激化を、明治絶対主義権力による富国強兵の路線に再組織しようとしたとき、当時の先進国の帝国主義的政策を借用せざるをえなかった後進国日本の、支配者イデオログの姿があるといえよう。

四 凋落（変貌）の構造

[A]

明治七年の民選議院論争を契機に、思想的動揺をもちはじめた加藤弘之は、その後『真政大意』や『国体新論』のような体系的著作をものすることができず、その場その場に應じての断片的発言で糊塗しつつ、それとかかわりなく立身出世の階梯を歩み、十年には明治権力の教育機関の大元締である東大総理になる。そして、加藤の思想的動揺がともかくもひとつの決着をみたのは、福沢が『国会論』を草したと同じころの明治十二年末であり、このときはじめて天賦人權論にたいする反対の態度をあきらかにしたのである。つぎにそれかわる新しい理論・社会ダーヴィニズムを正面切って説きはじめるのが、旧著絶版声明と同じ年

の十四年「人為淘汰によりて人才を得るの術を論ず」においてであり、これまた福沢の『時事小言』と時を同じうしている。

このようにみてくるとき、加藤弘之の転向の軌跡とおどろくほどの類似性をもった、福沢変貌の軌跡を追うことができるのである。このことは決して偶然ではない。ここに日本啓蒙主義者一般に通じる必然性をみることができる。

そのための他の啓蒙主義者についての検討は他日にゆずらざるをえないが、そこにおける必然性をささえるものは、なによりも階級闘争の展開にあったことが指摘できよう。だからいいかえれば、加藤も福沢も、それぞれの思想的関心の分野はちがっていたにしろ、明治絶対主義権力の立場に、基本的には立っていたことの結果が、その軌跡となったのだ。これまで、福沢の政治論を中心として、彼の変貌軌跡と立場との関連をみてきたわけだが、加藤とちがって福沢の場合、たんに政治論の視点だけから律することは、彼の全体像を見失わせるだろう。先に福沢もまた日本啓蒙主義世界の分業的な構成要素をなすものだったと、それは、かって私が規定した言い方をもってすれば、福沢は、生産

力の開発（富国強兵）の分野にもっとも中心的な関心をよせていたのであり、そのかぎりにおいて彼は終生かわらぬ一貫性を矜持していたということである。したがって問題は、そのような福沢の一貫性とこれまで論じた変貌とは、どのような関連でとらえるべきか、というてんにある。そのために、ここで福沢の啓蒙主義の構造的性質をかんたんに指摘しておこう。

『学問のすすめ』前期（廃藩置県から七年まで）が、福沢のもっとも啓蒙主義的進歩的だった時期だとするのが私の仮説だが、そこで彼の啓蒙意欲は、もちろん国家独立という基本的な課題に触発されたことであるが、明治権力が廃藩置県・四民平等の布告によって資本主義的生産の基礎条件たる私有財産制を成立させたという認識を前提にもったものだった。つまり明治権力は、種々の欠点をもちつつもともかく欧米資本主義文明の獲得の方向をあゆみはじめたという認識、そのかぎりで福沢の文明開化の見通しと一致するという認識、それが彼の啓蒙意欲の前提だった。そのうえにたった彼の啓蒙主義の構造は、つぎのように特質づけられる。第一に、彼は明治権力と彼もその一人で

ある洋学者との他は、文明のなにものたるかを知らぬ無知蒙昧の愚民としてとらえたから、国家独立のための最大課題は、この愚民を啓蒙教育することにあるとした。『学問のすすめ』とはまさにこの愚民観に支えられた啓蒙意欲の表現であり、その対象は、そこに土族層を中心としたイメージがこめられていたとしても、むしろ全国民を包みこんだものであり、それゆえに彼は意識的に平易な文章を創出することに苦心したのである。彼は、自らを国民全体の代弁者、民族共同体の利害の代弁者と意識しえた。第二に、彼が日本の未来像を「西洋文明を目的」として愚民を啓蒙教育せんとする場合、彼の発想の起点は、日本の現実からでなく未来像からの要請としてうまれる。『学問のすすめ』の有名な「天は……と云へり、されば」という文体は、ここに儒教的「天」の意味をみるよりも、現実から帰納していない性格をまずみるべきであろう。未来像としての西洋文明から学んだ諸理念のなかでも、天賦人權論が啓蒙主義の中核理念だったが、日本の現実から天賦人權を帰納しえず、また幕末の農民闘争に示された自由平等の要求から学ぶことなかつた福沢は、その理念をきわめて観念的に展

開することになったのである。このことから第三として、観念的な天賦人權論をもって封建的愚民を啓蒙教育せんとした彼は、愚民の精神、変革を企図したことがいわれねばならない。ということは、彼の説く自主独立精神は、まず「学問」によって変革されるものだという性格（現実の諸矛盾がそれをいかに抑圧しているか、それといかにたたかうことで精神が養われるか、ということよりも先に、まず個人の意識の問題として）をはじめから付与されていたことを物語る。明治権力を前提とした彼は、天賦人權を実現する方法（実践的方法）に疑義や検討をもつ必要はなかつたのである。彼においては、自主独立精神は、明治権力秩序にたいする協力奉仕として発揮するものだったのである。そのことから第四に、現権力秩序を具体的に批判することよりも、その秩序内でいかに愚民を自主的民衆にしたてあげ、民衆のエネルギーを発揮せしめるかが最も主要な課題となり、だから政治体制の問題は棚上げしておいてよいわけであり、それと矛盾しない範囲での日常生活領域において、なかななく経済活動において、自主独立精神を発揮せしめねばな

らなかつた。すでに彼は明治権力秩序を私有財産制の成立とみ、自己の利益追求が他のそれと矛盾せず調和しうる条件をそこにみとめていたので、「文明開化」は交通と分業の量的発展によって達成しうるという見通し（自由な商品経済の発展）にたつて、それをおしすすめる精神を重視したのである。第五に、国家独立は「文明開化」で達成するという見地から、国家独立の課題を民衆の日常生活にひとしなみに要請する「一身独立して一国独立す」のテーゼが彼の主軸になつたのだが、そこにあつて彼は独特の「職分論」で政府と人民との関係も分業としてとらえ、士農工商も分業的にとらえなおし、階級対立の存在を殆んど意識しなかつたことがある。つまり彼のナショナルリズムは、ノミナリストイックな社会観のうえに成立していたので、国内の階級闘争の姿は分業や学問差という現象でとらえられ、したがつて彼は自己のかかげる未来像を全国民のためにかかげていると思ひこんでいることができたのである。これは国家間の対立闘争についての認識のしかたにも言えることであつて、「文明開化」度（学問差）のちがいにその源をみようとしたのである。

福沢の啓蒙主義の内容については他で扱つたことがあり、^⑤ここでは以上の特質の指摘でおえるが、その啓蒙主義が凋落してゆくのは、階級闘争の激化と、国際間の帝国主義的抗争の激化とが、第五点で示した彼の虚偽意識をはいでゆく度合と一致するのである。

〔B〕

すでにのべたごとく、自主独立精神の基礎理念たる天賦人権論は、きわめて観念的な性格をもつものだった。しかしその観念性をもつたからこそ、天賦人権を、日本民族に、いや世界人類にひとしなみに貫徹する理念としてかかげることができたともいえるのである。^⑥だからこの理念を中核とした世界観が国民的に透滲すれば、それが支配的なイデオロギーとして成りたちうるならば、福沢がそこから学ばなかつたにかかわらず、また福沢がさまざまに「保留」「註釈」をつけて漸進的ワクヅケをはめようとしたにかかわらず、農民闘争が内包していた自由平等の要求と接点をもつに至ることとなるだろう。そしてそのような状態はあつた意味で当時成立していた。民選議院設立建白が出されたとき、民選議院そのものについては、明治権力たりとも否

定しえなかつたという事實は、まさに、支配者も被支配者も天賦人權の理念を否定しえないものとして認めざるをえなかつた思想的狀況（日本啓蒙主義の成果）があつたからである。のちに發展してゆくこの民権論や、先の長沼事件でみた農民小川武平の『学問のすすめ』にたいする感動もまた、そうした啓蒙主義のもつ観念的性格のゆえにもたらした影響であり成果だつたと考えることができよう。

にもかかわらず、その啓蒙主義の影響が広汎におよびはじめるといふやいなや、啓蒙主義はその凋落を開始するようになった。明治絶対主義権力体制を大前提として、非政治的領域で、天賦人權論による自主独立の精神を教育せんとした福沢は、彼の主観的意図をのりこえ、彼の啓蒙主義のワクをやぶつて、政治的民主主義の主張を生みだす理念として天賦人權論が展開してゆくのをみなければならなかつた。彼ははじめそのような事態を、彼の職分論に反する封建的、惑溺の一現象とみなしていたが、それが否定しえぬほど大きな政治的勢力として成長するや、かつての天賦人權論そのものを否定することによって、その勢力に対処し、その勢力を再組織することに心をつかいはじめたのである。啓

蒙主義者福沢は、自からその啓蒙主義を否定することによつて、生産力開発（富國強兵）路線を追求せんとした。

彼が「一身独立して一國独立す」と叫んだのは、明治権力のもとでの日本民族の統一と團結を、そこでの民族的エネルギーの發揮を志向したものだつた。一身独立とは、したがつてそうした統一をもつべき民族共同体の構成員全てに要請された精神であり、原理なのだつたが、それはあくまで未来像として描かれたものであり、現実には洋学者一部のものがそれを保持して、全国民におしひろげる（啓蒙）ものとしてあつたのである。だが、福沢が、反政府的動きのなかに、一身独立の精神を啓蒙するに足る具体的な対象をみとり、もつとも現実的な可能性をもつ階層として、士族層への期待を前面に押しだしてきたとき、それはたんに士族層に期待を集中したということではなくて、その他の百姓町人層のもつ可能性（一身独立の精神を体现する可能性）を逆に小さくみつもり、さらにはあきらめをかぶせてゆく傾向と、ちょうど反比例の關係をもつていたのである。それををもつとも端的に示すのが、明治十年であつて、「丁丑公論」秘稿が士族的精神（抵抗の精神）を一身独立の精神に

転化しうる可能性の核として称揚したとき、他方では、底辺の民衆意識を、一身独立の精神をうけつね、いやその精神をもてばかえって「危ふく」なるどうしようもない存在としてとらえていた。「農民に努力を生じて国権を握るに至らば、第一番に減税の説行はれて政府の立行は出来ざる可し」(『叢書』十年の項)だからそうした民衆意識から国家独立のエネルギー(資本蓄積のための租税である)を組織するためには、彼自身は軽蔑し、非合理的なものとみなしていたもろもろの宗教的な存在を利用する必要があることを痛感させたのである。

ここに啓蒙主義のもっていた、全国的に民族構成員全体に貫徹すべき啓蒙的世界観の原理(天賦人権―一身独立)は一部階層のものへと限定されることになり、他の階層にはちがった原理が適用されてくるわけだ。だがその事態そのものが実は、啓蒙的世界観の否定だった。つまり、民族共同体全構成員(ひいては全人類)に貫徹すべきものと設定されてはじめて絶対的普遍的価値を有した天賦人権論が一部階層へと期待の限定を深めることで相対化されると、すでに天賦人権論としての本質は消失する。だからそのような相

対化は、福沢の絶対的な目標である国家独立―富国強兵のまえて、一つの手段的性格を付与することとなった。議会が啓蒙的機能から籠絡的機能へと期待の転換をうけたのはそのゆえである。とともに、そこにおける土族精神(一身独立の精神に転化する可能性)への期待は、もはや天賦人権論の根拠づけられないものとなり、あたらしい根拠づけとして「系統論」「人種論」などの進化論的理論が用いられるようになったのである。そして、このてんにこそ、福沢変貌の、啓蒙主義否定の、思想構造上の決定的な要因があったとみなければならぬ。

福沢が、加藤と同じく、かつて自から唱えた天賦人権論を、現実にとぐわぬ虚妄の説とみなし、自から「権道」を採るものだと宣言するにいたったのは、その理論的支柱をスペンサーやトクヴィルのなかから借用することで大きな自信をえたからだとはいえ、決してそれら理論によって天賦人権論の観念性を自覚せしめられたことが基本的な要因だったのではない。実は、天賦人権論の観念論が、百姓町人ら民衆になかなか理解されない(福沢の期待したとおりには)という現実、またもしそれが民衆生活に貫徹したと

きにその生活の諸矛盾を摘撥してゆかざるをえなくなろう。現実には、福沢は当面せざるをえなかったのである。福沢が自覚的使命とした精神変革の、その精神変革が民衆において彼の思いどおりにならぬという現実、もし精神変革がなされたときこんどは民衆生活の矛盾が尖鋭化するという現実、その現実にたいする解決を、彼は明治権力の立場から、精神変革の放念という方向ではかった（もし放念せずにその変革をつきつめていったらどうなつたらうか）てんに、彼の変貌の最大の要因があつたのである。啓蒙主義を支えた虚偽意識を自覚したとき、彼は民衆存在をそのまま上から肯定することで、あらたな国家独立の組織方針をつくる必要にせまられたわけである。

福沢が、民権論にたいする批判を前面におしだしてきたのは明治十年頃からで、一方では士族精神の称揚、他方では民衆意識の愚昧視という関係の強化と、同じ時期を示している。そして、十二年、『国会論』で、民権運動の籠絡をはかりつつ左翼民権論を強烈に批判すると、他方で民衆操作に「宗教の要用」を唱えることが、相互補填的に進行する。彼が民権運動と農民との結合をおそれたことは

春日井事件が示した。とするならば、それは自由民権意識が民衆生活にある諸矛盾の一面を政治的に鋭くえぐりだし、それが明治権力と衝突を必然にするという認識が彼にあつたことであろう。彼が相互補填的に「宗教の要用」を論じたのは、民権意識が摘発し、政治の民主化によって解決せんとした民衆生活の矛盾的側面を、宗教によって非政治的に被うことができるという予想があつたからでないか。その意味では、彼は、支配者としてきわめてリアリスティックに現実をみていたことになる。彼はいう。「仏法にても神道にても……人民の知識の度に從て其教を守て可なり。モラリストアンドアルドは人々の地位に由て幾十百段もある可し」（『書書、九年の項』）。このことは、また、福沢のリアリズムが、民権主義者のもつ虚偽意識を鋭く批判する結果をも、もつていた事実を示している。民権主義者のほとんどが、民衆の宗教意識という現実や、現実の経済発展についてパースペクティヴをもたなかった（これはある意味で当然だったが）のに対して、福沢は、伝統的な宗教意識の存在を認識して、それを利用しようとし、あるいはまた経済生活の現実を直ちに解決することにおいては無力な民論権を「虚妄」とし

て批判したのだから。だが、福沢のこのリアリズムは、まさに現実を権力の側からそのまま認する「権道」的リアリズムであった。

福沢の変貌、天賦人權の觀念論から「権道」的現実主義への変貌、このことは福沢のナショナルリズムの転換を当然に意味している。日本の民族共同体の構成員全体に共通し貫徹すべきものとして、したがってナショナルティのあるべき中核として提示された天賦人權と自主独立精神が、すでにのべたごとく否定変質せしめられ、そのあとに、それぞれの世界觀や精神の基準は「幾千百段もある可し」という現実肯定がとってかわったのである。とすれば福沢は、国家独立―富国強兵の基本的課題をつらぬくために、どのようになショナルリズムを組織せねばならないか。「一身独立」が全国民に貫徹することの放念は、それが直接に「一国独立」と結合しうるといふ樂觀をも放棄したことである。彼は変貌ののちも士族層に自主独立の精神を説くが、しかしそれはもはや彼によって、明治権力による、籠絡で組織されるべき方向におかれたものであるから、その精神も、たんに実定的合理主義でもってナショナルリズムに組織すること

はできなくなっている。彼は「爰に広く我日本国士人の爲めに道德の標準と爲す可きもの」として「報国尽忠等の題目」を、「数理の関する所に非ぬ」徹頭徹尾人性の情に出ずるモラルを、提示するのである（十六年『徳教之説』）。

そして注意すべきは、このような「報国尽忠等の題目」を士族層に提示すると同次元で、「以下の群民に至ては、報国尽忠の大義固より怠る可らずと雖も、直ちに此一義を以てするも、或は感動に鈍ぎの恐なきに非ず」（同右）として「宗教の信心」が「至極大切」といつている。つまり、「報国尽忠の徳目」でも「群民」を把握できないことの認識、士族層を報国心で民衆を宗教で、その「人性の情」的側面から把握しようとする志向、そこにはナショナルティの根源を全国民の共通性から汲みとりえなくなった事態がありはしないだろうか。ここに福沢は、彼自身頭からバカにしていた皇室を（覚書）きわめて機能的な側面から、ナショナルリズムの中核にかつぎだすのである。「帝室は人心収攬の中心と爲りて国民政治論の軌轍を緩和し、……孝子節婦有功の者を賞して全国の徳風を篤くし……其功德の至大至重なること挙て云ふ可らず」（十五年『帝室論』）。

彼自身は天皇をバカにしていた。だが明治政府そのものを

を国家観念と同一視しなかつた彼は、また政府がナショナリズムの中核を担いうるとも認識しなかつた。だから彼は籠絡策をししばしば政府に忠告せざるをえなかつた。そして全国民にそれぞれ「数十百段」のモラルスタンダードを肯定した彼は、もはやどこにもそれ自体として共通する国民的理念を提示できないから、機能的に天皇を求めることになり、また国民的統一（内安）ということも対外危機（外競）によって保障しようという発想が必然的に生まれてきたのである。それはまさしく、階級闘争が激化するときに、支配階級がナショナリズムを説く姿であつた。

彼が生産力開発（富国強兵）によって国家独立を期するこの基本路線は、かくて、この資本原蓄強行過程における階級闘争・階級分化を反映し、一方では資本主義の担い手として士族に要請した自主独立精神を報国心でもって権力に組織し、他方原蓄強行の犠牲者たる民衆のおしつぶされてゆく生活をそのままに肯定するために宗教を媒介として組織、みづからはざめた理性をもってそれらを対象化し、明治国家のイギリス帝國主義への成長を志向しながら、お

しすめられていった。

[C]

福沢は、日本の国家独立の課題を、欧米先進諸思想に問いかけたとき、なによりもそこにおける先進資本主義国の生産力の発展がもたらす問題に関心をひかれた。彼はそこに、近代世界の問題、つまりは近代資本主義における人間と自然とのあたらしい関係と、国家独立の課題とが結びあつて存在していることをみたのである。欧米自然科学の成果は、自然の秩序を合法的な存在として彼に提示し、そこにおける交通生産諸手段の発展は、人間の理性が自然の法則性をわがものとし自然を開拓してゆくことよつて人間の欲望を解放し充足させるものであることを語つた。ようやく国内市場の統一条件が形成されつあつた日本の福沢は、先進資本主義国に活躍する人間を、原子論的論理でとらえ、自然の合法的秩序を商品経済の法則性を中心に映しとり、欲望主体としての人間がそうした商品経済的法則的世界を理性をもって活動してゆくことよつて、生産力はたかまり、富国強兵が達成され、国家独立が可能となるという見通しを学んだ。前期の『学問のすすめ』は、そ

うした商品経済的合法則性をわがものとして活動するための理性「学問」を啓蒙教育することに重点があった。明治絶対主義権力については、それが国内市場形成の基礎条件をととのえた（慶應義塾）のであり、そのもとで商品経済的世界がなりたつたと認識することによって、その権力の存在を批判する必要はなく、むしろその権力が国家の骨組みを構成したのだから、あとは肉付けとしての民衆のそのもとにおける活動さえ發揮されれば、社会は予定調和的にうまく発展すると考えられた。だから問題は、民衆の個体的理性的活動をすすめる「学問」の教育であり、それを阻害する封建的身分制や封建教学の観念性にたいする批判にあった。

福沢が、人間を欲望主体と認識し、世界の生産力の発展を商品経済の法則性で把握し、その法則が個人の恣意とかかわりなく動くものであると認識したかぎりで、つまりは自然科学的な認識のかぎり、彼の自然と人間との関係についての主張は唯物論的だった。だが、人間の欲望を、歴史的条件から切りはなし、社会における人間を天賦人權論として根拠づけたてんに観念論のワクぐみがかせられてい

た。つまり、自然と人間の関係を唯物論的に把握しながら、社会については観念論的となったのだ。それはブルジョアジーの未成熟を反映したものであって、その未成熟の段階で絶対主義が自からの政治的秩序のもとにブルジョアジーの育成をはかろうとした性格がそこに投影されているといえる。

だが、七年から年を追うごとにたかまる反政府運動・階級闘争の展開は、福沢の観念論的な社会のとらえかたをうらぎっていった。歴史を拒否し、原子論的論理によって天賦人權の原理を社会全構成員に貫徹させ、そこではじめて生産力開発が諸個人の精神変革によって発展させようと樂觀しえた彼の啓蒙精神はうらぎられてゆく。彼は日本の歴史をふりかえり、日本社会をうごかす原動力を歴史のなかに探ろうとする。『文明論之概略』はそのような努力の最初のあらわれである。『学問のすすめ』初篇の「天は……と云へり」に比して、『文明論之概略』冒頭が「輕重長短善惡是非等の字は相對したる考より生じたるものなり」の句ではじまる歴史相對主義の解説であることがなによりもそれを物語っている。ここで彼は東洋停滯論を説き、その

原因を、西洋が文明の「諸元素」を自由に展開抗争させたために発達したにくらべ、日本は「権力偏重」によってそれら「諸元素」を抑圧してきたために停滞したのだという。

その停滞を破るには「権力偏重」の解放「諸元素」の自由な展開が必要だが、なかんずく「智力の両断」（偏重）をなくし「調和」させることが「急務」という。だからこ

でも精神変革の重要性が啓蒙意欲を伴って意識されているのだが、他方歴史を階級闘争（士農工商の種族の關係）として認識することのなかに、原子論的な人間観を否定する要因がはたらいっているのである。丸山真男が『文明論之概略』を「自然法思想からレーゾン・デタの立場への過渡を表現するもの」であり、両者の「興味ある交錯」としたことはただし^⑦。だがそれを「合理主義」と「非合理的なもの」との關係とか、「国際社会における圧倒的な非合理的現実に直面し」たからとかの論点では片づけてしまえない問題がある。あとの論点は、すでに福沢変貌の基本要因は国内の階級闘争にあると指摘したからそれ以上は必要ない。問題は、福沢がこの階級闘争の激化とともに、『文明論之概略』で分析した歴史的階級「種族」のひとつ（士族）に社

会の原動力の期待を限定していったことにある。『文明論之概略』ではまだ彼の論点は「種族」間の關係（偏重）にあったが、九・十年になるとその「種族」に歴史的（遺伝とか系統とかの）宿命を与えてしまうのである（むろんそこという「士族」が封建社会での武士そのものでないことは前に断った）。

福沢は啓蒙主義的意欲をうらざられてゆくにつれて、日本歴史の特殊性、伝統のなかに生産力開発の推進力を、推進力に転化しうる要素を、探る努力を強めていった。彼が『文明論之概略』で分析した前近代社会は「人間の交際」を支配するものは唯一片の徳義のみであり、そこに「智力」科学的精神の欠如を批判したのだったが、彼がさらに伝統のなかに推進力を求めんとするとき、その「徳義」から問題をひきだすこととなった。だがそのさい、日本封建制における「徳義」は諸階級に貫徹する統一的な性格をもったものでなかった。だから、福沢が「分権論」（十年）で、明治維新を「士族の力」によるとなし、それは「士族固有の気力を変じて其趣を改め」たためであると分析したとき、その「気力」は「唯忠義武勇の一元気あるのみ」という「士

族固有」の「徳義」にならざるをえなかった。彼はその「徳義」にひそむエネルギーを生産力開発のための自主独立精神に転化せんとするのであるが、そのような伝統開発のしかた（もちろんそれは日本封建制に規定されてもいるが）は、逆に士族以外のいわゆる下流人民（百姓町人）には同じような可能性と期待を放棄させることであり、つまり彼らなりの伝統的「徳義」を福沢に考えつかせることだった。神道仏教から弁天様まで、さらにはお伊勢詣りという「運動」にまで彼が関心をもちはじめるのは、先に指摘したように民衆の非政治化による再組織であったが、それは決して封建制との妥協としてあらわれたのではなく、^①実は資本主義的諸関係をおしすすめるためにこそ、そのもとでミゼラブルな生活をおしつけられてゆく民衆からエネルギーを吸収するものとして、伝統的「徳義」・諸宗教形態を利用せんとしたのだった。だから彼はキリスト教にたいしては一貫して否定的態度をとったのである。

かくして福沢は啓蒙主義を放棄し否定した。その否定を通じて、社会全構成員に貫徹せしめることでナショナルリズムを発揮せんとした、他面インターナショナルな性格をも

っていた「一身独立」という共通性までも放棄した。それにかわっての階級闘争の認識は、階級調和の要請をうみ、それまでの「種族」的階層配置を固定化させつつ、そのもとでのブルジョアジーの形成・成長を試みさせることとなった。そこではもはや原子論的論理で社会をつかむことはできない。社会有機体的な社会観がそれにかわることとなる。自からを合理的理性的存在となしつつ、以上のように社会を対象化し、諸階級をそれぞれの階層的特質において組織し調和せしめることで、生産力開発―富国強兵を推進せんとした彼は、まさにそのことで国家（明治絶対主義権力）の立場に立っていたのだった。彼は、自分ではバカにしつつ、皇室をその社会有機体的意識の中核（ナショナルリズムの核）とすることで、じつはその後の天皇制国家主義を、さらには帝国主義を、強化させるために本気でとりくんでいたのだった。

① 服部之総『著作集』第六卷「福沢論吉」一八八頁。

② 同右。実は、十五年も前に、井上清が「民主主義の名において侵略戦争が讃美されている現在、福沢がそれら『民主主義』的帝国主義のよき道具にされる可能性は大いにあるから、とくに、福沢の批判的繼承は現在重大な意義をもっている。」（歴史学研究会一九五一年度大会

報告・近代の部・討論一三二頁）と指摘している。この指摘はいまなお強調されるべきであろう。

- ③ 『現代日本思想大系』『福沢諭吉』家永三郎解説参照。
- ④ 実学史観による福沢研究はいまのところ大きな成果をみせていないが、実学史観そのものがきわめて福沢的な発想をもっていることには注意されるべきである。坂田吉雄編『明治維新史の問題点』（一〇九頁）で、源了円は、福沢を、「近代的実学」の「イデアル・タイプス」だとしている。
- ⑤ 服部前掲書。
- ⑥ 遠山茂樹は、明六社同人がもった「技術官僚」としての「限界を脱け出る途は、一に在野的立場に立つ実践によるの外ない」として、「福沢の終生官に仕えなかつた意義は大きい」と評価している（『明治維新』三三三頁）。このことが、遠山茂樹にあつては、福沢の在野精神を「不当」に高く評価する結果となつていることを、知るだろう（本文第二章参照）。
- ⑦ 拙稿『講座日本文化史』第七卷第一章。
- ⑧ 拙稿『日本啓蒙主義の特質』『日本史研究』58号。
- ⑨ 註⑦参照。
- ⑩ 丸山真男『福沢諭吉選集』第四卷解説。四一四頁。
- ⑪ 河野健二『福沢諭吉』（『近代日本の思想家』）20世紀を動かした人々（『講談社』所収）七一頁。

⑫ 最近の福沢解説書である前掲家永三郎解説では、「しかしして明治八年月日はすなわち民会創立の好時節なり」という演説をぶつたことをもって、すでにそのころから福沢は「強硬に国会開設の必要を主張した」（同二九頁）としている。これの史料批判も必要であるが、ここにいう「民会」とは、地方民会あるいは元老院・地方官会議などに相当するもので、民権論の要求する国会ではないことが、本文八頁やこの十二頁での私の指摘で示せるだろう。

- ⑬ 丸山真男、前掲解説。四一五頁。
- ⑭ 同右。四一一頁。
- ⑮ 拙稿前掲『日本啓蒙主義の特質』。
- ⑯ 永田広志『日本唯物論史』は、この観念論的性格を否定的に評価しているが、思想を観念論と唯物論との対立で裁断し、いかに唯物論に近いかで評価することの片面的なアヤマリを、ここにも示しているといえよう。
- ⑰ 丸山真男、前掲解説。四一七頁。
- ⑱ 永田広志をはじめ、遠山茂樹や大井正（『日本近代思想の論理』）など多くの論者が福沢の民衆蔑視や宗教要用論を封建性との妥協とらえている。鹿野政直はこれを批判して資本主義イデオログのもつ必然性であると指摘した（『日本近代思想の形成』）。（一九六四年四月成稿）（北海道学芸大学助手）

Decline of the Japanese Enlightenment

—in the case of *Yukichi Fukuzawa* 福沢諭吉—

by

Masaki Hirota

One of the still unsolved points in the innumerable articles on *Fukuzawa* 福沢 is how to grasp his change from the beginning to the latter term. This article explores the cause of his change from the 7th year around to the 14th or 15th year of *Meiji* 明治 as a link of decline of the Japanese enlightenment, focusing attention upon his correspondence to the political issue and the relation of his correspondence to his view of the people. His view of the masses, in accordance with the development of class struggle, suffered a transformation since the enlightening period, and brought a diversion from the enlightening to the social organic view of the world; then, limited to our chief study on a locus of his transformation and the structure of his thought, this article leaves out the current of other thought in close connection with it.

Thuringen Communities in Relation with Gau Parish and Feudal Territory

by

Ichiro Suizu

In Thuringen, the old place-names, such as “-affa, -leh, -ithi (-stedt), -leben, and -ingen”, are distributed in groups with every similar kind; and their range, as a “living-space in the valley”, mainly coincides with that of ancient Gau a geographical unit.

Judging from the fact that the place-names, “-heim, -hausen, and -dorf” in close relation with the West like Frank, and lower damp lands and clearings of forest, which were established after 6th to 9th centuries, were distributed in way of disturbing the settlement of Gau, we can presume the dissolution of Gau communities since the ruin of the ancient kingdom in 531. The parishes, growing to shape